



《会計・税務の知識》親からの生活費等の贈与

通常、贈与を受けた場合には贈与税が課されますが、親等から生活費等として贈与を受けた場合には原則として贈与税が課されません。これは、日常生活に必要な費用を扶養義務に基づいて贈与されたものまで課税するのは適当でないと考えられるためです。

元来、その非課税となる範囲が明確ではありませんでしたが、平成25年12月に国税庁のHPにQ&A(『扶養義務者(父母や祖父母)から「生活費」又は「教育費」の贈与を受けた場合の贈与税に関するQ&A』)が告示されましたので、ポイントをご紹介します。

1. 扶養義務者相互間の贈与税の非課税

扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象となりません。

「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者の需要と贈与者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産を言います。なお、非課税の対象となるのは、必要な都度直接これらの用に充てるために贈与されたものであり、数年間分の生活費等をまとめて贈与を受け、生活費等に充てられずに預貯金として残っている場合又は株式や不動産等の購入費用に充てられた場合等には、贈与税の課税対象となります。

なお、教育費に関しては、別途「教育資金の一括贈与の非課税」規定が設けられていますので、そちらを参照ください。

(<http://img01.ecgo.jp/usr/koyano/img/130510102245.pdf>)

2. 「扶養義務者」「生活費」「教育費」とは

・「扶養義務者」とは次の者をいい、贈与時の状況により判断します。

- ①配偶者
- ②直系血族及び兄弟姉妹
- ③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
- ④三親等内の親族で生計を一にする者

・「生活費」とは、通常の日常生活を営むのに必要な費用をいい、治療費や養育費等を含みます。

・「教育費」とは、子や孫の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具等をいい、義務教育に

限られません。

3. 結婚費用に関して

結婚するにあたって、子が親から結婚後の生活のために、「家具・寝具・家電製品等の通常の日常生活に必要なもの」の贈与を受けた場合等には、贈与税の課税対象となりません。贈与を受けた金銭が預貯金として残っている場合又は株式や不動産等の購入費用に充てられ、家具等の購入費用に充てられなかった場合には贈与税の課税対象となります。

なお、「結婚式の費用」は、式の内容、招待客との関係・人数や地域の慣習等の事情に応じて本来費用を負担すべき者が各々その費用を分担している場合には、贈与税の課税対象となりません。

4. 出産費用に関して

扶養義務者相互間で、出産に要する費用で、検査・検診代、分娩・入院費に充てるために贈与を受けた場合には、保険等により補てんされる部分を除き、贈与税の課税対象となりません。また、新生児のためのベビー用品の購入費に充てるため金銭の贈与を受けた場合についても、生まれてくる子供が通常の日常生活を営むのに必要なものの購入費に充てられている部分については、贈与税の課税対象となりません。なお、3.にも共通しますが、個人から受ける結婚祝・出産祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と贈与を受けた者との関係等に照らして社会通念上相当と認められるものについては、贈与税の課税対象となりません。

5. 賃貸住宅の家賃負担に関して

子が自らの資力によって居住する賃貸住宅の家賃等を負担し得ないなどの事情を勘案し、社会通念上適当と認められる範囲の家賃等を親が負担している場合には、贈与税の課税対象となりません。

6. まとめ

贈与を受けた場合には、後で思わぬ課税がされないためにも、何のために贈与を受けたかを意識し、その目的に沿った使い方をするように留意しておく必要があります。

(担当：山田慶)